ついては、資格のある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年8月10日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者の加入している労働者の団体又はこれらの者を雇用する事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　別紙様式の推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成29年8月24日

4　推薦書等の提出先　都道府県労働局職業安定部雇用保険主管課

別紙様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係（労働者・事業主）を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

（注意事項）

1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（2以上ある場合はその全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者が所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

# 公　告

## 諸　事　項

### 有権者申出方

元当局所属公証人木村敏文の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成29年8月10日　　横浜地方法務局

元当局所属公証人箕輪千秋の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成29年8月10日　　富山地方法務局

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第2号の規定に基づき、平成29年8月1日から4か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成29年8月10日

熊本地方法務局長　増永　俊朗

記

氏名　西川　正城

所属する司法書士会　熊本県司法書士会

登録番号　熊本第522号

事務所の所在地　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目37番28号大銀東ビル3－B

違反行為　簡裁訴訟代理権範囲外行為等

### 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成29年8月10日　　静岡地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　静岡地方検察庁　平成29年第1号

2　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成29年8月10日

3　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成26年1月頃から平成26年12月3日頃までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

武井心也を中心とする詐欺グループが、証券会社社員を装い、被害者に対し「架空会社の社債を購入すれば同社社債を高額で買い取る」などと嘘の電話をかけた上、架空会社のパンフレットを被害者方に送付し、架空会社の社員を装い、被害者に対し「地域限定で少数の人しか社債を購入できないし、早くしないと権利を失う」などと嘘を言って社債購入費用名下に、被害者から現金を詐取した行為。

4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項

⑴　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した架空会社の名称及び主な偽名

エナジーライン株式会社

株式会社ライフテクノロジー

株式会社サンライズフィールド　「立川」

株式会社サンアレイ　「立川、海老沢」

⑵　被告人らが支給対象犯罪行為において使用した証券会社の名称及び主な偽名

野村証券　「遠藤、工藤　　明、山崎、清水　直行、青山　　誠、近藤、富永」

大和証券　「荒井　　充、田村　　剛、木村、北島　義昭、北野　　守、東、田端、高橋」

松井証券　「福島　一男、横山　孝雄、山根、橋本　和男、高山　新一」

東洋証券　「中原　英男、川島　　誠、山根、青山　春男、大野　大地、高橋、浜田」

岡三証券　「原田　次郎、青木　太一、石川、井口　達也、山下　　明、天野」

日興証券　「岡本、大森、中村」

⑶　被害者から直接現金を受け取った架空会社社員の主な偽名

飯塚　正幸、杉本　　豊、吉岡　卓也、馬場　太一、田中　　寿、山本、近藤　良昭、前田泰造、安藤（女性）、石田　裕也、大竹　静香、松本　　輝、平本、高山、宮川　　豊、吉川　誠

⑷　主な犯行態様

ア　証券会社社員を装って被害者に「上記4⑴の会社から社債が発行される、社債購入後は当社が高額で買い取る、社債申込みに関するパンフレットが届いたら検討願います」などと嘘を言う。

イ　被害者方に上記パンフレットを郵送し、被害者に閲読させる。

ウ　上記4⑴の社員を装って被害者に社債購入を勧め、被害者が購入を決めると、同社社員を装い、被害者の自宅などで社債購入費用名下に現金を騙し取る。

5　開始決定の時における給付資金の額

金6,400万3,979円

6　支給申請期間

平成29年8月10日から同年10月10日までの間

7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　静岡地方裁判所（③⑩は東京高等裁判所）

⑵　被告人氏名　⑶　裁判年月日　⑷　確定年月日

①⑵　武井　心也　⑶　平成28年1月13日　⑷　平成28年6月15日

②⑵　髙木　達也　⑶　平成27年9月9日　⑷　平成28年4月28日

③⑵　河上　亮太　⑶　平成28年3月23日　⑷　平成28年4月7日

④⑵　野村　達也　⑶　平成27年9月11日　⑷　平成28年6月1日

⑤⑵　西　　勇樹　⑶　平成27年9月7日　⑷　平成27年9月25日

⑥⑵　石井　俊輔　⑶　平成27年10月16日　⑷　平成28年3月31日

⑦⑵　浅沼　真人　⑶　平成27年9月7日　⑷　平成28年2月18日

⑧⑵　竹内　弘二　⑶　平成27年9月18日　⑷　平成28年5月20日